

国家戦略特区の「再スタート」について

平成 30 年 10 月 23 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
片 山 さ つ き

事務局の体制も含めた特区の進め方等については、国家戦略特区諮問会議の場などを通じ、累次にわたり、民間議員および関係自治体・事業者から御指摘を頂いてきた。この一年間、特区の岩盤規制改革力が事実上機能停止に陥っており、事務局の改革姿勢、業務運営などに多くの問題があり、関係自治体などとの信頼関係が失われてきた。第 4 次安倍改造内閣の発足を契機に、政務三役自らのリーダーシップにより、下記の取組を強力に推進することで、岩盤規制改革を始めた当初の原点の思いに帰り、国家戦略特区の「再スタート」を切ることとする。

1. 岩盤規制改革の実行

- (1) 改革姿勢を具体的な行動と成果で示す。このため、次期通常国会への法案提出も見据え、岩盤規制改革の重点課題を選定し、年内を目処に政府決定を目指す。
- (2) これまでの国家戦略特区を通じて生み出して来た規制改革の成果を、責任をもって精力的に発信していく。

2. 関係自治体等との信頼関係の回復

- (1) あらゆる機会を捉えて、政務三役自らが積極的に現場に足を運び、関係者の御意見を伺いながら信頼関係を再構築する。
- (2) 事務局には、各区域との定期連絡会の開催、規模の小さな区域自治体に対する共同事務局の設置など、きめ細かな相談・支援体制を整備し、各区域自治体はじめ自治体・事業者からの提案に丁寧に対応するよう、徹底して指導を行う。

3. 規制改革と特区運営を実行できる事務局体制の再構築

政務三役の責任の下、次の事項を実行する。

- (1) 事務局職員の配置なども含め、体制を刷新する。
- (2) 幹部から担当レベルに至るまで、職員一人ひとりが、規制当局の側ではなく、提案者の立場に立って岩盤規制改革を進めるよう、事務局の意識改革を進める。
- (3) 「手続上の瑕疵」を治癒することはもとより、国家戦略特区のプロセスを適正に進められるよう、業務体制を整備する。